

重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金交付要綱

(令和7年12月10日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市内において、重度障害者の受入に対応した共同生活住居の開設を希望する者に対し、施設の整備を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することに關し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 共同生活住居 仙台市より指定を受け、指定共同生活援助の事業を行う住居をいう。
- (4) 重度障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第15の1の6に規定する「重度障害者支援加算（I）又は（II）」の対象者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 仙台市内において第6条に定める補助対象事業を実施するものであること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (4) 申請前5年以内に障害福祉サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしていないと認められる者であること。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、仙台市内において、建物を賃借することにより、スプリンクラー設備の設置等、重度障害者の受入れが可能な設備等を有する日中サービス支援型共同生活住居又は介護サービス包括型共同生活住居について、新たに開設し、又は住居若しくは居室を追加する事業とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に対し、国、他の地方公共団体、民間団体等の補助又は寄付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助又は寄付を受けた額に相当する額を除くものとする。

(補助金の交付対象期間)

第8条 第10条第1項第1号の補助対象経費に係る補助金の交付対象期間は、補助対象事業に係る指定を受けた日、又は共同生活住居の追加日の属する月より起算して十二月を限度とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費ごとに、補助基準額に補助率を乗じて算出した補助額を合算した額とする。

2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、別表に定める補助対象経費ごとに次の各号に定める書類を市長に提出して行うものとする。

(1) 共同生活住居の空き部屋にかかる賃料

(ア) 重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金交付申請書（様式第1号の1）

(イ) 重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金計算様式（様式第2号）

(ウ) 同表交付申請時添付書類の欄に定める書類

(エ) その他市長が必要と認める書類

(2) 重度障害者や医療的ケアを必要とする利用者の支援上必要となる設備の導入費用

(ア) 重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金交付申請書（様式第1号の2）

(イ) 重度障害者対応共同生活住居開設支援事業計画書（様式第3号）

(ウ) 重度障害者対応共同生活住居開設支援事業収支予算書（様式第4号）

(エ) 同表交付申請時添付書類の欄に定める書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付の申請は、次の各号に定める期日までに行うものとする。

(1) 前項第1号の補助対象経費に係るもの

補助対象事業に係る指定を受けた日、又は共同生活住居若しくは居室の追加日の属する月より起算して3月（この各3月を以下「補助対象期間」という。）ごとに行うものとし、各補助対象期間の開始日の30日前以降14日前までに行う。ただし、補助対象期間が本市の会計年度をまたぐ場合は、会計年度ごとの申請とし、補助対象期間に4月を含む申請は4月1日以降4月10日（仙台市の休日を定める条例（平成元年九月二二日仙台市条例第六一号）第1条第1項に定める休日にあたる場合はその翌日）までに、当該補助対象期間から、前会計年度に属する期間を除いた期間分を申請する。

(2) 前項第2号の補助対象経費に係るもの

補助対象経費に係る支出を伴う契約の締結日の30日前までに行う。

(交付の決定等)

第11条 規則第4条第1項の規定による交付の決定及び同条第2項の規定による不交付の決定は、当該申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 前項により交付を決定したときは、当該交付の申請をした者に対し、重度障害者対応共同生

活住居開設支援補助金交付決定通知書（様式第5号）を送付するものとする。

- 3 第1項により不交付を決定したときは、その理由を付して、当該交付の申請をした者に対し、重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）を送付するものとする。

（交付の条件）

第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用であり、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（当該事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金事業変更等承認申請書（様式第7号）又は重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から起算して30日を経過した日までに重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金交付申請取下書（様式第10号）により行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、別表に定める補助対象経費ごとに次の各号に定める書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 共同生活住居の空き部屋にかかる賃料
 - (ア)重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金事業実施状況報告書（様式第11号の1）
 - (イ)重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金計算様式（様式第2号）
 - (ウ)同表実績報告時添付書類の欄に定める書類
 - (エ)その他市長が必要と認める書類
- (2) 重度障害者や医療的ケアを必要とする利用者の支援上必要となる設備の導入費用
 - (ア)重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金事業実施状況報告書（様式第11号の2）
 - (イ)重度障害者対応共同生活住居開設支援事業収支決算書（様式第12号）
 - (ウ)指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し（指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を追加する場合は、本市による收受印が押印された法第46条第1項の規定による変更届の写し）
 - (エ)同表実績報告時添付書類の欄に定める書類
 - (オ)その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行い、当該事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項の場合の規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 第15条第2項の通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第14号）を当該通知のあった日から起算して14日以内、又は当該通知のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条第1項ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第六までに定める耐用年数を経過した場合
- (2) 前項の財産のうち、単価が30万円未満のものを処分する場合

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、法人に対し改善その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、かつ補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助率	交付申請時添付書類	実績報告時添付書類
1 共同生活住居の空き部屋にかかる賃料	1部屋/月あたり、運営規程に定める賃料と4.5万円のうち低い額(1月に満たない期間については日割りにより計算した額)とする。	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居の建物の賃貸借契約書 運営規程 平面図 スプリンクラー設備の設置状況が確認できる資料 <p>※ いずれも本補助金の申請において過去に提出済みであり、変更がない場合は不要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に係る支出額を証する領収証等の写し 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し(指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を追加する場合は、本市による収受印が押印された法第46条第1項の規定による変更届の写し)
2 重度障害者や医療的ケアを必要とする利用者の支援上必要となる設備の導入費用	現に支出した額と新規に指定を受けた又は追加した共同生活住居の居室数に15万円を乗じた額のうち低い額とする。	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 設備の導入にかかる見積書(2社以上) 導入する設備の内容がわかる資料(カタログ等) 平面図 スプリンクラー設備の設置状況が確認できる資料 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に係る支出額を証する領収証等の写し 設備の導入状況がわかる画像を印刷したもの又は写真。 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し(指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を追加する場合は、本市による収受印が押印された法第46条第1項の規定による変更届の写し)。
備 考				
<p>1 重度障害者や医療的ケアを必要とする利用者の支援上必要となる設備の導入費用については、共同生活住居の指定を受ける日又は共同生活住居・居室を追加する日の前に導入するものを対象とし、交付決定前に着手したものについては対象外とする。</p> <p>2 実績報告時に、共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し(指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を追加する場合は、本市による収受印が押印された法第46条第1項の規定による変更届の写し)が発行されていない場合においては、補助対象事業に係る本市への相談状況等を記録した資料を提出することとする。</p>				